平成２５年（フ）第４３４号
静岡県静岡市葵区水見色2037番地
破産者　冬頭　守雄
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
岐阜県加茂郡白川町三川1304番地の３
破産者　有限会社中小野工業
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２９７号
静岡県島田市阪本1641－２、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区用宗３丁目11番12号
破産者　株式会社Ｋ’ｓテクノワークス
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８４号
神戸市須磨区戎町２丁目１番３号
破産者　小紫建設株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８号
神戸市西区北別府４丁目１－２
破産者　有限会社フリーダムトラスト
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
兵庫県明石市魚住町清水1734の９
破産者　有限会社森工業
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
熊本市東区長嶺南７丁目16番26号
破産者　有限会社恵流通
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６号
釧路市白金町９番８号
破産者　有限会社ベイス
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４９５号
東京都武蔵野市中町２丁目20番１－108号東海ミタカマンション、破産手続開始決定時の住所東京都武蔵野市八幡町１丁目４番37号森荘101
破産者　田中　包次
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８００号
東京都三鷹市下連雀６丁目17番30号壱番館205
破産者　飯村　賢司
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１５号
東京都町田市成瀬３丁目12番地３しあわせ野43―103
破産者　大谷　拓史
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
山梨県大月市七保町駒宮343番地
破産者　有限会社大月管工
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
岐阜県大垣市林町５丁目18番地11
破産者　有限会社タクマ工務店
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
静岡県駿東郡清水町伏見812番地
破産者　株式会社アルテクス特建事業部
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
静岡県富士宮市小泉621番地の３
破産者　株式会社白糸
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７８号
静岡県浜松市中区西丘町381番地の５
破産者　大東鉄工株式会社
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４０３号
静岡県浜松市南区芳川町875番地の１
破産者　有限会社エム・アンド・ビイ
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
三重県伊賀市平野西町91番地　エクセディア３－201、住民票上の住所山口県防府市国衙４丁目５番32号　サンハイツハラダＢ棟101
破産者　国分　淳也
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３５号
三重県伊勢市黒瀬町606番地７
破産者　有限会社チャームクリン
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
三重県伊勢市中須町627番地の３
破産者　株式会社三協
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
三重県伊勢市馬瀬町917番地
破産者　清水口芳信
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
京都府向日市寺戸町北前田20番地
破産者　株式会社向陽アグロガーデニングホールディングス
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係